



国 監 告 第 7 号

地方自治法第 199 条第 14 項の規定により、令和 5 年度第 2 回定期監査  
における要望事項の措置について、別紙のとおり公表します。

令和 6 年 4 月 15 日

国立市監査委員 庄 司 雅

国立市監査委員 稗 田 美菜子

(写)  
国政経発第297号  
令和6年3月29日

国立市監査委員 庄 司 雅 様  
国立市監査委員 稗 田 美菜子 様

国立市長 永 見 理 夫

令和5年度第2回定期監査における要望事項の措置について（通知）

令和6年3月4日付国監発第51号により提出がなされた件について、下記のとおり措置を講じました。

については、地方自治法第199条第14項の規定に基づき通知します。

#### 記

#### 1. 措置内容

別紙のとおり

#### 2. 要望事項を受けた部局及び担当部局長

部 局 教育委員会

国立第四小学校、国立第八小学校

担当部局長 教育部長 橋本 祐幸

以上

【要望事項】

(1) 教材費等保護者から集金している現金の出納簿、預金通帳について

国立第四小学校においては、帳簿の入金額について、通帳の入金額と手集金で現金徴収した金額を合計したものと一致しない、内訳がすぐにわからないものがあった。またエクセルの算式の誤りにより、学期末の差引残高に誤りのある箇所があった。

国立第八小学校においては、預金利子や引き落とし手数料などが発生しているにもかかわらず、帳簿に反映されておらず、帳簿と預金通帳の残高が一部一致していないところが見受けられた。

教材費等保護者から集金している現金の出納簿、預金通帳の取り扱いは学校によって異なっていて、先生方が業務に忙しい中で、エクセル表の入力や現金の管理、転出入者への対応、保護者への会計報告等に苦勞されていることがうかがい知れるが、帳簿と通帳は本来一致すべきで、金額の内訳がわからないと、チェック機能が働かず、事故が起こってもわからなくなる恐れがある。

過去の別の学校の定期監査においても、保護者から集金している現金の取り扱いについては度々指摘要望事項にあげられており、個々の学校での対応というよりも、手集金や通帳の取り扱いや帳簿のフォーマットなど、学校全体で取り扱いを統一することも検討されたい。今後帳簿の適正な取り扱いと管理に努められるよう、要望する。

措置前の状況

<第四小学校について>

- ・ 帳簿の入金額に関して、通帳の入金額と手集金で現金徴収した金額について、内訳がすぐにわからないものがありました。また、エクセルの算式誤りにより、学期末の差引残高に誤りのある箇所がありました。

<第八小学校について>

- ・ 10月1日に入金された利子について、2学期の帳簿（会計報告）に反映させていないことがありました。そのため、2学期について、通帳の残金と会計報告の残金が利子の分だけ異なっていました。例年、3学期の会計報告の際に、利子が発生していたことにふれ、ユニセフに募金する旨を保護者に知らせていました。
- ・ 教員がATMで引き落とししたことで、引き落とし手数料が110円発生したケースがありました。手数料が発生するケースがあることを保護者にあらかじめ周知していなかったこともあり、手数料分の対応が決まるまでの間、一時的に手数料について、保護者への会計報告に記載せずに知らせていました。

## 措置の内容

### < 第四小学校について >

- ・通帳の入金額と現金徴収した金額の内訳が通帳と会計簿をしっかりと照らし合わせないと分りづらいとの指摘を受けた件については、3学期からは、会計簿の収入について、ゆうちょ引き落とし分と現金徴収分で分けて記載します。

現金徴収分は現金を徴収する度に1行ずつ記載し、備考欄に児童名を記載します。学期末の差引残高について、Excelの会計簿で学期分の入力終了後に計算式が所定の範囲を計算しているかを学年内で確認を行うとともに、Excelデータを低・中・高学年ブロック内で再確認を行い、管理職が最終確認を行います。また、確認者が支出内訳と領収書との照合をしやすくするために、領収書については重ね張りを禁止し、貼った領収書の近くに通し番号を記載し、支出の内訳部分に領収書の通し番号を頭に附番して記載します。

### < 第八小学校について >

- ・今後、利子についても発生した日時で、帳簿（会計報告）に入金として記載し、保護者に知らせていきます。利子が1円等と少額であり、学年の人数分で分割することができず、年度末に保護者に返金できない場合もあることについては、2学期の会計報告で、ユニセフに募金する旨を記載し、保護者に周知していきます。
- ・ATMで引き落としをした場合、手数料が発生することもあり、その手数料を保護者に負担していただくことを、あらかじめ周知しておきます。手数料については、保護者から振り込んでいただいた集金から歳出する形をとるようにするとともに、今回の会計報告についても、手数料を歳出する形で作成し直し、保護者に報告します。